

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	水閘門等操作委託（その３）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 真鍋 将一 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 7 4 5
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	江北町長 山田 恭輔
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 0 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 契約相手方：江北町長 山田 恭輔
2. 契約件名：水閘門等操作委託（その3）
3. 契約場所：佐賀県杵島郡江北町大字惣領分外13箇所
4. 契約期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日
5. 契約理由：下記のとおり

記

本委託は、江北町・六角川管内において、洪水又は高潮が堤内地や支川へ逆流することを防止し、内水を排除するために、排水樋管等の操作点検業務を委託するものである。

本業務は、公共的、地域防災的なものであり、出水時においては、その緊急性に迅速且つ的確な行動・判断を有している必要がある。

上記契約の相手方は、災害の未然防止と被害の軽減に努める等地域防災を責務としている地元自治体であり、当該地域の地域特性を熟知しており、施設の操作や災害時の対応が可能な体制が確立されている。

本業務は、河川法第99条に基づき江北町に委託するものであり、契約の相手方が一つに定められ、競争性のない随意契約によらざるを得ない。

よって、会計法第29条の3第4項、並びに予決令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。

令和7年 4月 1日
武雄河川事務所
管理課長